

入札のお知らせ

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年8月20日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に関する事項

(1)契約番号・名称	旭南市営住宅9、10号棟住宅用火災警報器取替修繕
(2)仕様書等	別紙のとおり
(3)履行場所	秋田市旭南一丁目12番
(4)履行期限	令和7年12月26日(金)まで
(5)入札参加資格	①秋田市内に本社を有していること ②電気工事士の資格を有する者であること ③地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと ⑤市税を滞納していないこと ⑥申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと
(6)入札参加申込み	
受付期間	令和7年8月20日(水)から令和7年9月2日(火)までの午前9時から午後5時まで ただし、土曜および日曜は受付しません。
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 都市総務課 庶務担当
提出書類	事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
(7)入札	
日時	令和7年9月3日（水）午前10時00分
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 4-E会議室
最低制限価格	設定有り
入札保証金	有り ※ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号又は第2号に該当する場合は免除とする。 【秋田市財務規則第109条第1項第1号】 入札参加者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき 【秋田市財務規則第109条第1項第2号】 入札参加者が過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者 ※契約実績を有する場合は、申込みの際に、各契約書の写しを提出してください。

(8) 入札参加資格確認（落札候補者のみ）		
	受付期間	令和7年9月3日(水)から令和7年9月4日(木)までの午前9時から午後5時まで
	確認書類	事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式3）
(9) 契約日		令和7年9月9日（火）（予定）

2 注意事項

(1) 入札について

ア 入札申込みは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）を、持参又は郵便により受付いたします。なお、郵送の場合は、令和7年9月2日（火）午後5時まで必着とします。

イ 入札には、秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、参加してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税相当額（入札金額の100分の10）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とします。

ただし、最低制限価格が設定されている場合は、当該最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とします。

なお、最低制限価格は予定価格の10分の6以上の範囲で設定します。

オ 開札の結果、落札候補者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

(2) 事後審査について

落札候補者は、期間内に次に掲げる書類を提出してください。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式3）

イ 市税に未納がない証明書（写し可）

（ア）市税に滞納がある場合は、落札者となれません

（イ）提出日から2か月以内に発行されたもの

（ウ）法人で法人市民税が課税されていない場合は「法人設立・事務所設置届出書」の写し
※市税の証明と閲覧については、秋田市ホームページを参照してください

（ページ番号1002744）

(3) お知らせについて

落札者決定のお知らせは都市総務課ホームページで行います。

3 その他

(1) 各様式については、都市総務課ホームページから入手してください。

(2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類等は、返却しません。

(4) 問い合わせ先

秋田市都市整備部都市総務課 庶務担当

電話 018-888-5762

FAX 018-888-5763